

## 第 2 類 議 会

### 第 1 章 議 会

#### 印旛郡市広域市町村圏事務組合議会定例会条例

昭和 4 7 年 9 月 1 4 日  
条 例 第 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 2 条第 2 項の規定により、この条例を制定する。

印旛郡市広域市町村圏事務組合議会の定例会の回数は毎年 2 回とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 4 7 年 1 0 月 1 日から適用する。

#### 印旛郡市広域市町村圏事務組合議会定例会規則

昭和 4 7 年 1 0 月 1 日  
規 則 第 2 号

印旛郡市広域市町村圏事務組合議会定例会条例（昭和 4 7 年条例第 2 号）の規定による定例会は毎年、3 月・9 月にこれを開く。ただし、都合により招集の時期を繰上げ又は繰り下げることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。